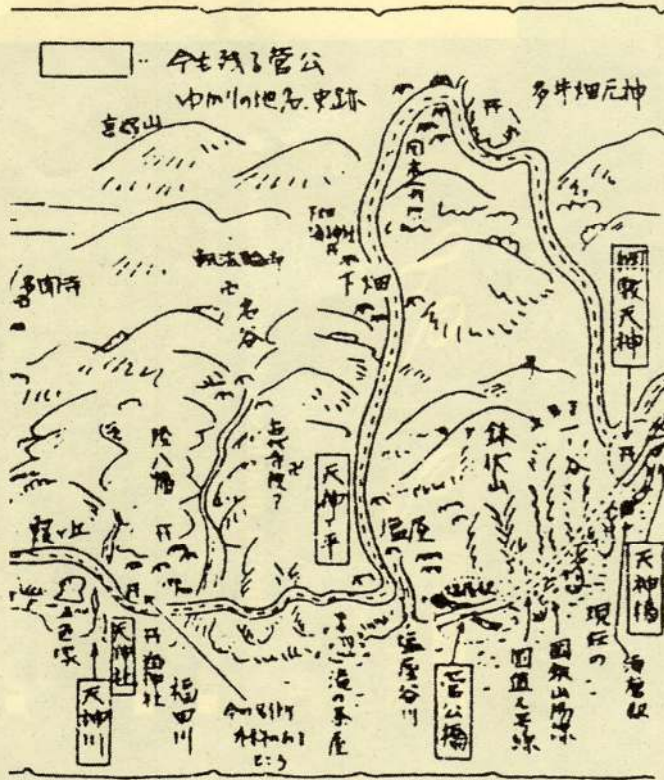


しおやあれやこれや

vol.1

講演 「ハイカラと塩屋集落

近現代から集落を捉えよう」



- 日時 2月27日(日) 14時~16時半(13時半開場)(17時~交流会)
- 会場 旧グッゲンハイム邸 塩屋町3-5-17 ■ 参加費 500円(資料代)
- 予約/問合せ TEL:078-220-3924 FAX:078-202-9033 御予約の際、名前、電話番号、を御連絡下さい。
- ねらい 塩屋駅前は本当に魅力的なのか? 魅力とは何なのか? どんなふうに説明できるのか? それをどうやって守っていくのか? 守りつつも、変えていくべきことは何か? 塩屋駅前の「価値」とは何なのか? ...といったことについて、外部第三者の評価を交えながら模索し、今後の糸口、手がかりを探る。
- 講師 山崎義人 (やまざきよしと) 兵庫県立大学講師/人と自然の博物館研究員

《推進会の取り組み紹介》“良さ”を継承し、“悪化”を防止するまちづくりルールを

塩屋まちづくり推進会では「まちづくり協定」などの地域独自のまちづくりルールを検討中。

Q. まちづくり協定とは?

「まちづくり協定」は、「まちづくり条例」(昭和56年制定)に基づいて行うもので、地区のまちづくり協議会(推進会)が、まちの将来像や方針などをまとめ、そのうち特にルールとして決めておくことが必要な事項について市長との間で結ぶものです。この協定が締結されると、住民等と市が協力してその内容を守っていくことになります。



Q. すでにルールはあるのでは?

現在、推進会のエリアにも、建築基準法や都市計画法によって、一定の規制がかけられています(建物の用途や建ぺい率、容積率など)。今回、検討しているのはそれに上乗せしたよりきめ細やかなルールです。

Q. どんなルールを定めることができる?

「まちづくり協定」では、主に土地や建物の使い方や規模、カタチなどに関して必要な事項を定めることができます。全域一律ではなく、例えば「駅前」「国道沿い」など、エリアごとに細かく設定することも可能です。



Q. どうやってつくる?

協定は、地域が自主的に考え、居住者・地権者の大多数の合意のもとに策定するものです。推進会では、これまでに、優れた眺望や残された自然を守りたいという声があがっています。

